島田市長 染谷絹代 様

提言書

令和4年9月30日

島田市議会

提言書

本市議会では、令和4年8月31日から9月30日までの間、令和3年度一般会計の決算に関する事項について審査を行った。コロナ禍により、より柔軟な事業実施が求められる中、第2次島田市総合計画に掲げるまちの将来像「笑顔あふれる 安心のまち 島田」の実現に向け、当決算審査の内容を踏まえ、以下のとおり提言する。

1 こども発達相談事業について

こども発達相談事業は、子どもの発達に関する相談、言葉の相談、心理検査などを通して、発達に心配のある子どもたちの成長に対して、きめ細やかな支援を行う事業である。子どもの発達に関する相談については、主として心理士の業務である。

しかし、近年、言葉の発達を懸念し、言葉の相談をする保護者が増加し、心理検査からその後の支援へつないでいくケースが増加している。そのため、心理検査を待つ子どもが増加するとともに、現在は検査を受けるまでに半年ほどの時間を要する場合もある。

また、現在の発達相談事業の体制においては、心理士、言語聴覚士、保育士、教員の資格取得者が所属しているものの、資格の種別に関わらず、係員全員でさまざまな業務を遂行しているため、専門分野の業務に注力できていない状況となっている。

特に子どもたちの支援について専門性の高い技能を持った言語聴覚士は、 言葉の相談・指導に加え、心理検査も行い、幅広い支援を行える人材であるこ とから、言葉の相談の増加に伴い、言語聴覚士の確保は必要不可欠と考える。

発達に課題のある子どもの増加、保護者の関心や心配が大きくなっている 現状において、子どもたちに対してより一層充実した支援を行うため、また、 保護者を様々な機関と連携して支えていくためにも、言語聴覚士等の資格を 持った正規職員の増員を含む体制の強化及び財政面での拡充に努められたい。

2 人・農地プラン策定事業について

農業を取り巻く状況については、高齢化などにより農業者の減少や荒廃農地が拡大し地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地の集約化等に向けた取り組みを加速させることが、喫緊の課題となっている。

令和3年度、当市においては、市内全域を6地区に区分し、アンケート調査 や地域による話し合いを行い、地域農業のマスタープランである「人・農地プ ラン」を実質化したところである。 この計画を実現すべく、令和5年度及び令和6年度においては、地域の農地利用の姿を明確化する「地域計画」、また、農地一筆ごとに将来の利用者を特定した「目標地図」を作成することになっている。「目標地図」の素案は、市が農業委員会に作成の協力を求めることとなっているが、この作成、推進には多大な事務負担が生じることが予想される。

このことから、増加する業務に対応するため、農業委員会事務局及び農業振興課職員の適正な配置を求める。

また、「地域計画」の作成に当たっては、農業委員が各農家に対して、農業継続の意向や後継者の有無などを農地一筆ごとに確認し、認定農業者や農業法人等の担い手へ農地の集積・集約化を図ることとされているが、その際、市内の担い手も不足することから、市外からの担い手や障害者グループの農業参加の支援など、幅広い担い手の確保対策(荒廃農地対策)を市当局に求める。

さらに、地域での話し合いの結果、農地基盤整備の推進や担い手による施設整備などの提案があった場合は、国の補助事業などの積極的な活用や、近隣市が進める有機農業に地域で取り組むオーガニックビレッジの研究などを行い、「人・農地プラン」の強力な推進に努められたい。

3 一般廃棄物最終処分場管理費について

平成28年度で埋め立てが終了した阪本の一般廃棄物最終処分場については、令和4年2月に廃止確認申請が受理され、土地は地権者に返却された。敷地内の堰堤や水処理施設が設置されている土地の一部は市が買収し、管理することとなった。様々な経過を経ながら、約30年間の最終処分場としての終焉を現地視察で確認することができた。

市有地となった敷地内に残された水処理施設は、現時点では、その処分等についての計画は未定である。当該地は蓬莱橋右岸側上部に位置するため、来訪者の目に触れる施設にもなることから、施設の解体と跡地利活用について、早期に方途を示すことを検討するよう努められたい。

また、市内に新たな最終処分場を整備する費用と、外部委託で溶融飛灰等を 搬出する費用などを比較し、メリットとデメリットを総合的に比較すること に加え、長期的な計画として、市内に最終処分場の候補地となるような適地の 有無の調査について再検討するよう努められたい。